

(目的)

第1条 八王子市文化財保護条例第42条に基づき、八王子市文化財保護審議会（以下『審議会』という）の開催に関する必要事項をここに定める。

(招集)

第2条 会長は、審議会開催日の7日前までに、開催日時、場所及び審議内容について委員に通知し、招集する。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

(会議)

第3条 会議の開会及び閉会は会長がこれを宣告する。

第4条 会議は原則として公開する。ただし協議の内容が会議としての意思形成過程にあつて、公開することにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるとき、又は委員の発議により出席委員の過半数で議決した時は、秘密会とすることができる。

2 前項の委員の発議は、討論を行わないで、その可否を決めなければならない。

第5条 会長は必要に応じて、文化財保護関係職員を出席させることができる。

(動議)

第6条 委員は、議事の運営に関する動議を提出することができる。

第7条 動議を議題とするには賛成委員がなければならない。

2 議事運営に関する動議は、直ちに議題としなければならない。

(発言)

第8条 発言しようとする者は会長の許可を受けなければならない。

2 2人以上の者が発言を求めた場合は、会長は先順位者と認める者1人を指名して発言を許可しなければならない。

第9条 発言の内容が、その主旨に反すると認めたときは、会長はこれを制止することができる。

第10条 会長は討論又は質問の終結を宣告しなければならない。

(採決)

第11条 会長は採決しようとするときは、議題を宣告しなければならない。

第12条 前条の場合議場に現存する委員は、表決に加わらなければならない。

第13条 採決の方法は挙手、起立、拍手の3種とし、会長が定める。

2 前項の決定に異議があるときは、議長は会議に諮り討論を行わないで挙手により採決を決めなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず会長は議題について異議の有無を会議に諮り、異議が無いと認めたときは、採決の手続きを経ないで可決の旨を宣告することができる。

(会議録)

第14条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会、閉会に関する事項
 - (2) 出席委員の氏名
 - (3) 会議に出席した職員の氏名
 - (4) 教育委員会の報告要旨
 - (5) 議題及び議事の概要
 - (6) 日程以外の議決事項
 - (7) その他会長が会議に於いて必要と認めた事項
- 2 秘密会の会議録は前項に準じて別に作成しなければならない。

(傍聴)

第15条 会議を傍聴しようとするものは、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(規律)

第16条 委員は会議の品位を重んじなければならない。

第17条 委員は会議中妄りに委員席を離れてはならない。

第18条 議場内にあるものは静粛を守り、私語、喫煙その他議事の妨害となる言動をしてはならない。
(補則)

第19条 この要綱の疑義は、審議会に諮りこれを決める。

附 則

この要綱は、平成14年6月25日から適用する。